

ジェットロ「ビジネス短信」添付資料

表 「四開四停」の免除申請が可能な車両

種類	対象	条件	登録可能台数	手続き	有効期限
政務類	他都市の政府機関の在広州事務所が、公務のため長期・頻繁に制限区域を走行する必要がある場合。	政府機関などの組織が所有し広州市政府の認可を受けた、公務用車両。	記載なし	広州市政府に申請。 受付期間は毎年5月1～31日 (2018年のみ6月1～30日)。	1年 (毎年7月1日～6月30日)
商務類	重点企業がビジネス上の必要から長期・頻繁に制限区域を走行する必要がある場合。	(1)「広州市総部経済発展促進暫定弁法」により広州市政府の認定を受けた総部企業(注1)。	3台	ウェブサイトから申請。 受付期間は毎年5月1～31日 (2018年のみ6月1～30日)。	1年 (毎年7月1日～6月30日)
		(2)広州市政府が認める製造業支柱企業および前年度の納税額が2,000万円を超える「両高四新」(注2)企業。	3台		
		(3)「広州市企業誘致業務強化の若干の弁法(試行)」により、広州市商務委員会に認定された重点誘致企業。	2台		
		(4)上記の条件を満たさないが、前年度の広州市への納税額が5,000万円を超える企業。	納税額が5,000万円～ 1台 納税額が1億元～ 2台		
近隣都市からの通勤類	個人が広州市の近隣都市に居住し、広州市で就業し、広州登録の中・小型自動車および広州市ナンバーの申請資格を持たない、長期かつ頻繁に制限区域を走行する必要がある場合。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・以下の全てを満たす個人。</li> <li>(1)深セン市、珠海市、佛山市、韶関市、惠州市、東莞市、中山市、肇慶市、清遠市に居住している。</li> <li>(2)車両が2018年1月1日以前に、上記都市で登録されている。</li> <li>(3)車両の所有者が個人で、相応の運転免許証を持つ。</li> <li>(4)所有者名義の広州市登録の中・小型自動車を持たず、かつ広州市ナンバーの申請資格を持たない。</li> <li>(5)所有者は広州市戸籍でない。</li> <li>(6)所有者は広州市で不動産を所有しておらず、かつ近隣都市の居住する不動産証明を提出できる〔配偶者、子女、父母(義理を含む)名義でも可〕。</li> <li>(7)所有者が広州で就業しており、2018年1月1日～6月30日に広州市で医療保険を3カ月以上納付している。</li> <li>(8)広州市外で複数の中・小型自動車を登録している場合、うち1台のみ登録可能。</li> </ul>	1台	ウェブサイトから申請。 受付期間は2018年6月1～30日。	2年 (2020年6月30日)

(注1)地域統括本部、投資性公司(傘型企业)、外資研究開発センターなどを中国では「総部経済」と呼ぶ。

(注2)ハイテク、高成長(両高)、新技術、新産業、新業態、新モデル(四新)の企業を指す。

(出所)「非広州籍中小客車予約登記弁理流程」を基に作成